

令和2年8月28日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和2年8月26日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分とすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | デンタルクリニックチームコバヤシ |
| (2) 所 在 地 | 千葉県市川市市川2-32-1 田中ビル102 |
| (3) 開 設 者 | 小林 孝誌 |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和2年8月28日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（対象11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 小林 孝誌（64歳） |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和2年8月28日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

個別指導を実施したところ、診療録の記載内容からは補綴物の装着が確認出来ない部位に対して補綴物の除去の診療報酬が請求されているもの、また、補綴物の請求について、診療報酬明細書と診療録、歯科技工指示書及び歯科技工物納品書が合致しないものが認められたので、当該歯科医師に確認したところ明確な回答が得られなかったため個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、診療報酬請求と実際の診療内容に相違が確認されたことから、平成31年1月から令和元年10月まで合計8回の監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)
- 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

- 3 保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 64件

不正請求額 1,735,501円

- ※ なお、監査で判明した以外分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。